

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	稗田野町自治会	市道湯ノ花温泉線歩道の設置事業の早期完了 市道湯ノ花温泉線の茶屋大池付近の一部区間は歩道設置が完了しているが、国道372号までの区間が未設置のままである。	市道湯ノ花温泉線については平成25年から事業化を行い、平成25年度から28年度に用地買収および工事を実施し、約250m区間については工事を完了したところです。その後も国道372号に向け順次工事を進める計画でしたが、国からの交付金の割当額が限定的であり、本事業の推進が困難な状況となっておりました。令和2年度の補正予算において国よりまとまった額の事業費の割当が得られたことから、事業を推進できる運びとなったところです。現在は残った区間430mを国道372号からの270mと残りの2つの区間に分けて前回の工事の続きとなる区間L=160mについてまず進めてまいりたいと考えております。用地取得については未着工区間L=430mについては完了しておらず、今年度、事業を実施する区間160mの用地取得を進めてまいりたいと考えております。	まちづくり推進部長	①実施	文書回答のとおりです。
2	稗田野町自治会	太田地区内の願成寺川の河川整備について 河川の排水を改良して氾濫をなくす根本的な氾濫防止対策を要望する。また、川に昇降するための梯子・階段・足をかける金具などを2-3箇所に設置してほしい	準用河川願成寺川につきましては、昨年度、現時点で出来る対策として、通水断面に支障となっていました市道床版橋の架け替え及び河川護岸の嵩上げを実施させていただきました。それにより、一定改善は図れたものと考えております。 また、抜本的な対策につきましては、下流域を含めた京都縦貫自動車道までの延長約1kmの区間の改修及びバイパスルートも含めた計画を実施するためには、多額の費用と時間が必要となることから、事業実施メニューや財源確保に向けまして調査研究をして参りたいと考えております。 原則、河川内に支障となる構造物を設置するのは避けたいところですが、維持管理のための昇降施設ということで、最低限に限り対応したいと考えておりますので、後日現地にて関係者の方々との立会調整をお願いします。	まちづくり推進部長	③検討	昇降施設については、令和4年1月に設置済です。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
3	稗田野町自治会	一級河川山内川の変色について 一級河川山内川の普通河川砂川との合流箇所から吉川町吉田のファブリダムまでの区間の水が変色しているの で、早急な調査と指導をしてほしい。	河川等における水質汚濁問題については、水質汚濁防止法を所管する京都府南丹保健所において監督・指導がなされていますので、南丹保健所と連携を図る中で、原因者に対して改善を指導します。 まずは、南丹保健所に情報提供するとともに、現地を早急に確認し、原因者を突き止める必要がありますので、情報提供いただいた、週末夕方時間帯を中心に、パトロールを行っております。 なお、地元の皆様におきましても、汚濁が確認されましたら、その時点で南丹保健所か、亀岡市役所まで情報提供をいただきますよう、御協力をお願いします。	環境先進都市推進部長	①実施	山内川の変色につきましては、これまで情報提供に基づきパトロールを行ってまいりましたが、去る2月7日に原因を特定し、京都府南丹保健所と共に事業者へ状況の聴取を行いました。 現在、事業者においても下水接続等の検討を進められているところであり、今後も引き続き、南丹保健所と連携を図る中で改善を求めてまいりたいと考えております。
4	稗田野町自治会	通学路の安全対策について 太田保育園から南桑中学校へ向かう道路と東掛小林線との交差点に、ポールコーンの設置、交差点のカラー表示、「横断歩道あり」などの路面標示をしてほしい	当該箇所は、府道東掛小林線と市道太田線及び市道太田中学校線が交差する4枝交差点となっており、通学路にも指定されておりますことから、通過車両のほか自転車並びに歩行者も非常に多い状況にあります。加えて、府道東掛小林線においては長い直線区間であり、比較的に見通しが良く、車両等のスピードも超過し易い状況にありますことから、交差点のカラー化など十分な安全対策が必要であると認識するところです。 つきましては、府道東掛小林線は京都府が管理しておりますことから、例年、京都府が実施しています「府民協働型インフラ保全事業」等により地元から要望していただく中で、本市としましても実施検討いただくよう働きかけてまいります。	まちづくり推進部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
5	稗田野町自治会	通学路の安全対策について 鹿谷鉾山線の加茂ノ坂付近にある横断歩道が消えかかっている。現在の横断歩道を塗りなおしてほしい	横断歩道の付け替えや塗り直しにつきましては、京都府公安委員会の所管になります。 今回、改めて亀岡警察署に確認しましたところ、当該箇所につきましては、交通事故の発生状況等のデータ分析、現場の立地環境(既存信号からの距離、信号機設置スペース等)を踏まえ、今後、京都府公安委員会が整備の可否を判断されるとお聞きしております。 なお、住民の皆様から京都府公安委員会に直接ご提案いただける「京都府管理施設に対する府民の皆様からの提案書」を京都府に要望を提出していただけると、亀岡警察署も対応がしやすくなると聞いておりますので、ご検討を宜しくお願い致します。 本市といたしましても、引き続き亀岡警察署に対し交通安全対策を講じていただけるよう働きかけていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	総務部長	⑥その他	文書回答のとおりです。
6	稗田野町自治会	奥条区内の道路整備について 1. 鉾山橋から鹿谷に抜ける急斜面の道路わきのひび割れの対応、側溝の枯葉除去 2. 奥条橋の舗装の補修 3. 大雨時など西ノ芝橋付近の長谷川電製工前から大仲28までのカーブのきつい部分の道路側溝から溢れる水の対応	1. 急斜面の道路わきのひび割れにつきましては、降雨時の路面排水等が侵入しないよう、クラック補修を実施いたします。市道の道路側溝等の日常管理につきましては、基本的には、地元住民の皆様お願いしているところであります。一定の日常管理につきましては、今まで同様にお世話になりたく思いますが、特殊な案件につきましては、堆積状況等にもよりますが、個別案件としてご相談いただくことで、市での対応も検討させていただきたく考えております。 2. 奥条橋の橋面につきましては、舗装の損傷が見受けられるため、部分的に舗装修繕を実施する予定です。 3. 当該区間の側溝につきましては、降雨時等に調査を行い、雨水排水対策について検討してまいります。	まちづくり推進部長	①実施 ①実施 ③検討	1. 文書回答のとおりです。 2. 修繕完了 3. 文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
7	稗田野町自治会	高齢化・限界集落化について ①空き家に対する改修助成金額の利用者負担が大きい	(現状) 人口減少が続く本市において、地域の賑わいを今後も維持していくために、「京都府移住の促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例(移住促進条例)」に基づき、移住者の受入に積極的な地域を移住促進特別区域として京都府が指定しており、本市では稗田野町を含む12地区が移住促進特別区域として指定されています。 指定区域を中心に、空き家改修や家財撤去、起業支援などの補助制度の運用や移住希望者の現地案内を実施し、移住促進に積極的に取り組んでいます。 (考え方) 空き家活用移住促進事業補助金制度については、空き家改修:上限180万円(補助率10/10)、家財撤去:上限10万円(補助率10/10)、起業支援:上限300万円(補助率2/3)となっております。 今回の要望事項であります空き家の改修については、予算の範囲内ではありますが、180万円以内であれば個人の負担なしで改修できる補助金となっております。 しかしながら、空き家の改修費用につきましては、空き家の傷み具合により高額になることもあり、移住者の負担が大きくなる場合もあります。 そのような中、市としましては、空き家対策は事前の予防対策が大切であると考えております。空き家になってから年数が経過してしまうと、天井や床、壁などに傷みが生じ、多額の改修費用をかけないと住むことができないことになってしまいます。 このような状況を未然に防ぐため、地域の皆様をはじめ、他の関係団体と市が協力して、空き家となる前段階から所有者と相談できるような場づくりについても、一緒に検討させていただければと考えています。	市長公室長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
8	蔦田野町自治会	高齢化・限界集落化について ②公共交通機関の充実及び拡充	蔦田野町には、現在、京阪京都交通バス（八田線）とふるさとバスの畑野コース、並河駅コースが運行しています。ご要望のバス路線、バスダイヤの見直し及び増便することについては、多くの利用者が見込めるのか、さらに運行の速達性、経費、京阪京都交通バス路線との兼ね合い等、これらの課題を勘案する中で検討してまいりたいと考えます。 また、令和元年度より運用しています「亀岡市地域公共交通網形成計画」の基本理念は、「地域に根ざした持続可能な公共交通」としており、この実現には地域住民の協力が不可欠であり、地域の交通は地域で支えていくためのシステムを構築していく必要があると考えているところです。その方法の一つとして、地域主体型交通の導入が考えられ、市内では東別院町自治会や旭町自治会において、高齢者をはじめとする地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、福祉の向上を目的として、地域主体型交通が実施されているところです。こうした取組みも本市としましては、支援促進しているところでありますことから、蔦田野町におかれましても御一考いただき、地域公共交通の充実を図ってまいりたいと考えますので、御理解御協力をお願いします。	まちづくり推進部長	③検討	文書回答のとおりです。

R3 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
9	蒔田野町自治会	高齢化・限界集落化について ③国道372号の国道沿いにスーパーが 皆無である	本市の都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域とに区分（区域区分）することが都市計画法により義務付けられており、昭和46年12月28日に区分されて以来、JR各駅や国道9号周辺、国道423号に接する京都先端科学大学周辺が市街化区域に、それ以外は市街化調整区域に区分されています。 この区域区分制度を担保することを目的に、市街化を抑制すべき土地の区域である市街化調整区域においては、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、豊かな自然環境や営農環境等の保全を図るため、一定の例外的なものを除いて開発行為や建築行為が制限されています。 市街化調整区域において開発行為や建築行為を行う場合、原則都市計画法の許可が必要ですが、法令上、同法34条に限定列挙される立地基準のいずれかに適合するものでなければ許可することができません。 国道372号などの主要幹線道路沿道の市街化調整区域に立地するコンビニエンスストアの大半は、同法34条9号に規定される沿道サービス施設（道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所としての要件を備えたもの）として許可を受けられたものですが、こうした制限は国道9号沿道の市街化調整区域においても同様であり、スーパーなどの比較的広範囲からの集客を見込む小売店舗は、都市的土地利用を図るべき土地の区域である市街化区域へ立地を誘導することで都市計画の実現を図ることが求められます。 開発許可制度上、区域区分制度の趣旨を逸脱しない範囲で小売店舗の立地について適用が想定される立地基準として、同法34条1号の主として周辺の市街化調整区域に居住する者の日常生活に必要な規模の日用品販売店舗のほか、蒔田野町においては、本年3月30日から同法34条12号に基づく既存集落まちづくり区域指定制度の運用を開始しており、指定区域内においては床面積150㎡以内の小規模な店舗などの立地も許容されているところではあります。 京都府の移住促進特別区域などの他制度の活用とともに、一般の市街化調整区域よりも立地基準の選択肢が多いことを生かし、集落内の空き地や空き家の活用を通じて地域への定住促進や地域コミュニティの維持・活性化に繋げていただければと考えております。	まちづくり推進部長	⑥その他	文書回答のとおりです。